

●令和2年度 監査テーマ 補助金等に係る財務事務の執行について

○ 包括外部監査結果に対する措置について

第4 3. 観光にぎわい部 スポーツ振興課

(2)スポーツ協会関係補助金

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(R5.4末現在)	区分
5	補助事業の実績報告書及び補助対象事業の決算書の調査について 〔報告書113ページ〕	<p>○令和元年度のスポーツ協会関係補助金に係る事業報告書は各事業2ページ程度の簡素な内容となっており、この事業報告書で補助金の目的が達成されているかを判断するのは容易ではないと考えられる。</p> <p>○スポーツ協会では事業の詳細な実施状況を記録しているため、補助事業が適切になされたものかを検証するため、現状の事業報告書に加えて詳細な記録の提出を求め、所管課においても内容を詳細に検討すべきである。</p> <p>○収支決算書については1ページとなっており、所管課ではスポーツ協会の帳簿及び領収書等を照合することなく、補助金額を確定しているが、スポーツ協会に対する補助金については、金額的にも多額となるため、収支決算書に関して、帳簿やその根拠資料となる請求書及び領収書との照合を行うなど、監査を実施する必要性が高いと考えられる。</p>	スポーツ振興課	<p>○令和3年度以降、事業報告書に加え、参加者数などの実施状況の記録について提出を求めるとともに、事業内容について適宜ヒアリングを行い、補助事業が適切に実施されているかの確認を行っている。併せて、令和4年度からは、概ね事業ごとにアンケートを実施し、補助対象事業の目的が達成されているか、市民ニーズに沿った事業となっているか確認を行っている。</p> <p>○令和3年度以降、収支決算書に加えて、補助対象事業の一部について帳簿や根拠資料となる領収書等の照合を行っており、令和4年度からは、全ての事業を対象に領収書等の照合を行うなど、より詳細な監査を実施している。</p>	措置・改善済
6	補助対象経費の person 費の算定について 〔報告書115ページ〕	<p>○平成30年度まではスポーツ協会に団体運営補助金を交付していたが、令和元年度は5つの事業費補助金に再構築している。</p> <p>○再構築された各補助金における予算上の person 費の積算は適切に行われていたが、収支決算書における person 費実績として、予算書の金額がそのまま記載されていた。</p> <p>○すべての事業が予定どおり実施されるとは限らず、実績を基礎に算定した場合には差異が生じることも否定できないため、今後は実績を基礎に算定した person 費を収支決算書に記載する必要がある。</p>	スポーツ振興課	令和4年度に、スポーツ協会から、令和3年度の実績を基礎に算定した person 費が記載された収支決算書の提出を受けた。次年度以降も、引き続き同様の対応を行う。	措置・改善済

第4 4. 健康福祉部 健康福祉総務課

(4) 枚方市福祉活動・福祉団体等補助金

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(R5.4末現在)	区分
9	福祉団体助成金の交付金額の決定方法について 〔報告書137ページ〕	<p>○福祉団体に対する助成は、社会福祉協議会に一括して補助金交付がなされた後、社会福祉協議会が各福祉団体に助成金を交付するという形になっているが、個別の団体への助成額については、所管課及び社会福祉協議会のいずれにおいても、決定・変更する明確な仕組みがない。</p> <p>○最終的に、所管課には、各福祉団体の活動状況や収支を把握できる資料(決算書)が提出されていない。</p> <p>○所管課と社会福祉協議会において、定期的に、助成内容の見直しの機会を持つようにし、各福祉団体の助成金額に差を設ける定量的な根拠(各福祉団体の活動内容、活動規模、会員数等)、及び定性的な根拠(公的支援の具体的必要性)について認識を共有した上で、助成額を決定することを検討されたい。</p>	健康福祉総務課	<p>令和3年度補助金額確定時において、社会福祉協議会へ各福祉団体の活動状況や収支を把握できる資料の提出を求め、確認を行った。次年度以降も、引き続き同様の対応を行う。</p> <p>また、令和4年10月に社会福祉協議会へヒアリングを行うとともに、各福祉団体の活動に係る見積書の提出を受け、補助金交付の内容について検討を行った。</p>	措置・改善済

(7) 枚方市保護司会運営事務補助金

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(R5.4末現在)	区分
11	再補助先である枚方・交野地区保護司会の予算・決算の把握について 〔報告書144ページ〕	<p>○本補助金のうち、社会福祉協議会が保護司会に「保護司会運営助成金」として交付している部分について、所管課として、実質的な使途ないし全体的な保護司会の収支状況を正確に把握できていない。</p> <p>○実質的には、特定の1団体の個別事業に対する補助がなされているものであって、本来、再補助ではなく、直接補助に切り替える方が望ましいが、現状の枠組みを維持する場合においても、所管課において、再補助先である助成対象団体の収支を詳細に把握すべきである。</p>	健康福祉総務課	<p>令和3年度補助金確定時において、社会福祉協議会へ保護司会の予算書及び決算書を提出を求め、全体的な収支状況及び運営助成金の用途を把握した。次年度以降も、引き続き同様の対応を行う。</p>	措置・改善済